

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月14日

【四半期会計期間】 第39期第1四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

【会社名】 株式会社三光マーケティングフーズ

【英訳名】 SANKO MARKETING FOODS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平 林 隆 広

【本店の所在の場所】 東京都豊島区南池袋三丁目9番5号

【電話番号】 03(5985)5711

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員 長 澤 成 博

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区南池袋三丁目9番5号

【電話番号】 03(5985)5711

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員 長 澤 成 博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第38期 第1四半期 累計期間	第39期 第1四半期 累計期間	第38期
会計期間		自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日
売上高	(百万円)	5,129	3,498	19,374
経常損失()	(百万円)	571	22	2,102
四半期(当期)純損失()	(百万円)	527	94	4,735
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)			
資本金	(百万円)	2,390	2,390	2,390
発行済株式総数	(株)	143,870	14,387,000	14,387,000
純資産額	(百万円)	13,441	8,905	9,119
総資産額	(百万円)	17,220	12,045	12,890
1株当たり四半期(当期)純損失金額 ()	(円)	36.70	6.55	329.18
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)			808
自己資本比率	(%)	78.1	73.9	70.7

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 平成26年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。そのため、1株当たり四半期(当期)純損失金額については、当該株式分割が第38期の期首に行われたと仮定して算定しております。また、第38期の1株当たり配当額については、中間配当額を分割前の800円、期末配当額を分割後の8円(株式分割前では800円)とし、年間配当額は単純合計額である808円として記載しております。
- 5 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社の重要性が乏しいため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期（平成26年7月1日～平成26年9月30日）におけるわが国経済は、新興国経済の成長鈍化など国際経済のリスク要因を抱えつつも、政府と日銀による経済・金融政策等により、輸出産業等で企業収益と雇用情勢に動きがみられるなど、一部の業界においては景気回復基調にあります。全体としては今後の消費税の増税などから、消費状況の先行きは不透明な状況にあります。

外食産業においては、4月の消費税引き上げ直後は、影響が見られなかったものの、6月以降は消費が低迷しはじめるとともに、原材料価格・電気料金の上昇、労働力人口の減少による人件費関連コスト等の上昇が経営を圧迫し、経営環境は当初の予想を上回る厳しさを推し進めております。

この消費低迷による「売上高の伸び悩み」と「コスト増」の状況にある外食産業は、今までの商品メニューや販売促進策、また、価格の見直しのみならず、経営の構造転換を求められ、変化した市場ニーズ、競争環境に適合すべく、業態の改廃・開発を積極的に推し進めてきております。

当社におきましても、居酒屋業態に資源を集中し、「店舗の立地特性、お客様ニーズ、そして競争状況を踏まえた店舗の再構築・業態転換」、そして、「市場ニーズの変化に適合する業態の開発」に取り組んでまいりました。

具体的な取り組みとしては、

- (1) 市場・競争における個々の既存居酒屋店舗のポジションを明確にした店舗改装の実施とメニューの全面的見直しの実施。
- (2) お客様ニーズの高い食材や調理方法に特化した、専門型小規模店舗業態の開発。
- (3) 東京チカラめし業態を含む日常食業態については、特徴ある商品の打ち出し、次期以降の拡大に備えた事業インフラの整備。
- (4) 社員・アルバイトが働きやすい職場づくりと、「お客様満足」の具現化を実践する人材の育成と、「すべてをお客様起点で考え、判断・行動する」組織価値観・風土の醸成。

(居酒屋業態)

当社の基幹業態である居酒屋業態につきましては、変化するお客様のニーズと激化する競争環境に適合するため、下記の施策に取り組んでまいりました。

- (1) 今期「現店舗の半数を改装する」との計画に基づき、当第1四半期において、9店舗の改装を実施いたしました。この改装は、単なる内装・サイン・設備といったハード面だけでなく、従業員サービス、販売促進策等のソフト面を根底から見直し、「客層拡大・客数増加に向け、新規顧客の開拓、リピート率向上を目的とした改装」を実施いたしました。
- (2) 店舗の立地、市場ニーズ、そして運営効率の面から見直しを行い、2店舗の業態転換を実施いたしました。
- (3) 縮小する居酒屋市場において、現在、商品・店舗客席空間に特徴ある居酒屋業態がお客様の支持を得ており、新業態として、「専門型小規模店舗」を年内に出店できるよう、その開発準備を行ってまいりました。

(日常食業態)

東京チカラめし業態においては、店舗の状況推移を見ながら随時判断を行い、当第1四半期において3店舗の閉店を実施いたしました。また、一部の店舗では居酒屋業態への転換も検討しております。その一方で、当業態の進化・再創出に向け、店舗QSCレベルの向上、定期的な新メニューの投入、牛肉以外の丼商品の開発等、基本・基礎レベルの向上に注力してまいりました。

また、堅調に推移している、うどん業態の「楽釜製麺所」においては、さらなる商品の品質・価値向上のために、製麺技術の向上によるうどんの品質向上、「国産野菜」にこだわった天ぷらメニューの開発・投入、「ゆでたて」、「揚げたて」をお客様に提供できるように、店舗オペレーションの見直しを実施し、当業態の商品とサービスの質を、さらに高めてまいりました。

(その他)

「変化・多様化したお客様」に満足していただくためには、まず、店舗で直接お客様と接し、働いている従業員が満足できる「職場環境」と、「誇りとやりがいをもって働くことができる仕事と仕組みづくり」が必須であると認識しております。そして、この認識のもと、「店長育成・実践講座」の実施、また、昨年に引き続きアルバイト従業員のモチベーションアップとサービスレベルの向上を目的とした「三光クルーズフェスタ」を実施するとともに、教育体系の再設計も含め、時代に適合した新人事制度の設計に着手いたしました。

前期から継続した取り組みにより、経営の基盤は強化できてきており、足元の業績につきましては、おおむね計画通りに推移しております。売上高は、34億98百万円（前年同期比31.8%減）となりました。しかしながら、営業利益につきましては、取り組みの効果が現れはじめてきた段階であり、1億28百万円（前年同期は営業損失5億76百万円）の損失となりました。また、経常利益につきましては、保険解約返戻金を計上したこと等により22百万円（前年同期は経常損失5億71百万円）の損失となりました。当四半期純利益は、居酒屋の一部店舗におきまして、減損損失を計上したこと等により94百万円（前年同期は四半期純損失5億27百万円）の損失となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における流動資産は、39億66百万円となり、前事業年度末に比べ、1億45百万円減少いたしました。これは、主に現金及び預金が減少したことによるものであります。固定資産は80億79百万円となり、前事業年度末に比べ、6億99百万円減少いたしました。これは主に、差入保証金の回収によるものであります。この結果、総資産は120億45百万円となり、前事業年度末に比べ、8億44百万円減少いたしました。

当第1四半期会計期間末における流動負債は、21億39百万円となり、前事業年度末に比べ、1億80百万円減少いたしました。これは主に、買掛金の減少によるものであります。固定負債は、10億円となり、前事業年度末に比べ、4億50百万円減少いたしました。これは主に、その他固定負債の減少によるものであります。この結果、負債の部は、31億40百万円となり、前事業年度末に比べ、6億31百万円減少いたしました。

当第1四半期会計期間末における純資産の部は、四半期純損失の計上、配当金の支払等により89億5百万円となり、前事業年度末に比べ2億13百万円減少いたしました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	43,072,000
計	43,072,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,387,000	14,387,000	東京証券取引所市場 第二部	単元株式数100株
計	14,387,000	14,387,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日		14,387,000		2,390		2,438

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないことから、直前の基準日（平成26年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,386,600	143,866	
単元未満株式	400		
発行済株式総数	14,387,000		
総株主の議決権		143,866	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,800株(議決権の数58個)が含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数58個が含まれております。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	3.1%
売上高基準	2.6%
利益基準	5.1%
利益剰余金基準	3.4%

利益基準は一時的な要因により高くなっております。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年 6月30日)	当第1四半期会計期間 (平成26年 9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,289	3,080
売掛金	126	103
原材料	28	28
前払費用	377	336
その他	288	417
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	4,111	3,966
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,293	4,297
減価償却累計額	2,677	2,747
建物（純額）	1,616	1,549
工具、器具及び備品	1,032	1,027
減価償却累計額	905	912
工具、器具及び備品（純額）	126	114
土地	942	942
リース資産	149	149
減価償却累計額	144	147
リース資産（純額）	4	1
有形固定資産合計	2,690	2,608
無形固定資産		
投資その他の資産	68	62
関係会社株式	253	253
差入保証金	5,164	4,783
その他	602	371
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	6,020	5,407
固定資産合計	8,778	8,079
資産合計	12,890	12,045

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年6月30日)	当第1四半期会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	824	624
未払金	371	656
未払費用	567	444
未払法人税等	59	13
未払消費税等		97
前受収益	196	145
設備関係未払金	14	19
資産除去債務	186	67
その他	98	70
流動負債合計	2,319	2,139
固定負債		
繰延税金負債	51	51
退職給付引当金	97	102
資産除去債務	418	407
その他	884	439
固定負債合計	1,451	1,000
負債合計	3,771	3,140
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,390	2,390
資本剰余金	2,438	2,438
利益剰余金	4,289	4,075
株主資本合計	9,118	8,905
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
純資産合計	9,119	8,905
負債純資産合計	12,890	12,045

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年9月30日)
売上高	5,129	3,498
売上原価	1,468	923
売上総利益	3,660	2,575
販売費及び一般管理費	4,237	2,703
営業損失()	576	128
営業外収益		
受取利息	0	0
受取賃貸料	5	5
受取配当金	-	0
貸倒引当金戻入額	0	0
保険解約返戻金	-	113
その他	3	2
営業外収益合計	10	122
営業外費用		
支払利息	0	0
賃貸費用	2	1
為替差損	1	-
その他	0	14
営業外費用合計	5	16
経常損失()	571	22
特別利益		
固定資産売却益	2	5
受取和解金	0	-
特別利益合計	2	5
特別損失		
固定資産除却損	0	3
店舗閉鎖損失	32	24
減損損失	211	45
その他	17	-
特別損失合計	261	74
税引前四半期純損失()	830	92
法人税等	302	2
四半期純損失()	527	94

【注記事項】

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期会計期間の期首の退職給付引当金が4百万円増加し、利益剰余金が4百万円減少しております。また、当第1四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益への影響は軽微であります。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

項目	当第1四半期累計期間 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

(四半期貸借対照表関係)

前事業年度(平成26年6月30日)及び

当第1四半期会計期間(平成26年9月30日)

記載すべき事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)及び

当第1四半期累計期間(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

記載すべき事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)
減価償却費	324百万円	119百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年9月25日 定時株主総会	普通株式	115	800	平成25年6月30日	平成25年9月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年9月25日 定時株主総会	普通株式	115	8	平成26年6月30日	平成26年9月26日	利益剰余金

(注) 平成26年1月1日付で普通株式1株を100株にする株式分割を実施しております。上記1株当たり配当額は、当該株式分割考慮後の金額であります。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

当社においては、飲食事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

当社においては、飲食事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年9月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成26年7月1日 至平成26年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	36円70銭	6円55銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(百万円)	527	94
普通株式に帰属しない金額		
普通株式に係る四半期純損失金額()(百万円)	527	94
普通株式の期中平均株式数(株)	14,387,000	14,387,000

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 平成26年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月14日

株式会社三光マーケティングフーズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 山 修

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 野 正 成

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三光マーケティングフーズの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第39期事業年度の第1四半期会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三光マーケティングフーズの平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。